

発議案第3号

憲法を国政に生かすよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月2日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

|     |          |      |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀口明子 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植田進  |
|     | 同        | 高山敏朗 |
|     | 同        | 三田登  |
|     | 同        | 伊原忠  |

## 提案理由

国に対し、憲法を国政に生かすよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 憲法を国政に生かすよう求める意見書

日本国憲法が公布され70年が経過した。現行憲法は、民主主義・立憲主義に基づき「国民主権」、「基本的人権」、「平和主義」が貫かれた、世界的にも優れた憲法であることを多くの国民は認識している。昨年12月に日本世論調査会が行った、憲法に関する世論調査において、改憲の国会論議は「急ぐ必要はない」が67.2%との結果にも明確に表れているところである。

今、日本の現状は、貧困と格差の広がりや放置できないまでに深刻化している。至るところで、長時間労働、過労死、ワーキングプア、親の医療・介護に苦しみ、「非正規雇用で給料が安く、いつ雇止めになるか不安」、「進学を諦めた」、「親の介護で会社を辞めるしかない」など、痛切な声が上がっている。

これら苦難の解決には、憲法第25条の「生存権」、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を最大限に尊重した、国の政策としての「社会福祉、社会保障の向上」が必要とされているのである。

「すべて国民は、個人として尊重され」（憲法第13条）、「すべて国民は、法の下に平等」（憲法第14条）として、誰もが差別されずに支援を受けられるとした現行憲法の理念に基づいて施策を実行すべきである。

よって、本市議会は国に対し、憲法を国政に生かすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様